

平成26年12月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年12月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成26年12月5日 午前9時宣告

開 議 平成26年12月5日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	吉野 広昭
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	麻田 正志
総務課長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 4番 森 正彦 5番 片岡 勝一

平成26年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成26年12月5日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐川町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第7 議案第61号 平成26年度佐川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第62号 平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第63号 平成26年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第64号 平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第65号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第66号 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第67号 佐川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第68号 佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 15 議案第 69 号 佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 70 号 佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 71 号 佐川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 72 号 越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについて

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 26 年 12 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、4 番、森正彦君、5 番、片岡勝一君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。12 月定例会の会期及び運営につきまして、12 月 1 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。本日 12 月 5 日を開会日とし、諮問に対する答申、議案の上程、説明までとします。6 日土曜日、7 日日曜日は休会とします。8 日月曜日、9 日火曜日は一般質問を行います。10 日水曜日は休会とし、現地視察を行います。11 日木曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、12 月 5 日から 11 日までの 7 日間に決定しましたので、報告します。なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしく願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 11 日までの 7 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 11 日までの 7 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず初めに、10 月 6 日、国道 33 号の整備促進を初めとする要望のため、関係町村長・議長とともに、国土交通省四国地方整備局を訪問いたしました。本町におきましては、以前からも要望し、施工中でありました国道 33 号歩道トンネルが間もなく完成し、12 月 25

日に通り初め式典が行われる予定となっております。

10月8日から2日間、四国四県町村長議長大会が徳島市で開催され、町長とともに出席いたしました。大会は、四国57の町村長・議長が一堂に会し、議会と執行部の立場を越えて「元気あふれる地域をつくる」との信念のもと、町村の抱える要望課題について研修し、意見交換を行うことを目的に開催され、医療福祉施設の充実強化や農林水産業の振興など、4本の決議を行うとともに、四国大学教授真鍋俊照氏から「四国遍路と世界文化遺産」と題した講演を聞いてまいりました。

10月16日、平成26年度佐川町よさこいクラブ連合会健康づくり運動会が文化センターで開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

10月17日、ふれあいサロン百歳体操交流会が桜座で開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

10月22日、こうち型地域環流再エネ事業、こうち・さかわメガソーラー発電所建設工事開所式に御案内を受け、皆様と出席してまいりました。

10月24日、高幡町村議会議長会親睦体育大会が日高村で開催され、グラウンドゴルフを通じて議員間の親睦を深めてまいりました。

10月30日、こうち人づくり広域連合主催によるトップセミナーが県民文化ホールで開催され、各常任委員長と出席をいたしました。研修会では、地域開発研修所の牧瀬稔氏から「人口減少時代の自治体運営のあり方」と、東京大学名誉教授大森彌先生からは「時代の潮流と自治体の課題」と題した講演があり、拝聴してまいりました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が県民文化ホールでとり行われ、議会を代表し、松浦副議長に出席していただきました。

11月7日、四国地区町村議会議長会議員研修会が県民文化ホールで開催され、皆様と出席いたしました。研修会では、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏から「日本政治の行方」、また南国生活技術研究所代表の黒笹慈幾氏からは「シルバーIターンから2年半 釣りバカ浜ちゃんの優雅な高知ライフ」と題した講演を聞いてまいりました。

11月9日、第16回佐川町健康福祉大会がかわせみにおいて開催され、祝辞を申し上げてまいりました。式典では、表彰並びに感謝状の贈呈や退職世代を対象にした学び、友達づくり、地域とのつな

がりづくりを目的とした「セカンドライフ夢追い塾」の活動報告も聞いてまいりました。

11月11日から3日間、第58回全国町村議会議長会全国大会及び第8回高幡町村議会議長会研修会に事務局と出席いたしました。議長全国大会は、NHKホールにおいて開催され、高市総務大臣、石破地方創生大臣、衆参両議長などの来賓祝辞に続き、大会宣言16本の決議、5本の特別決議、一般要望24件、各地区要望9件を満場一致で採択し、役員が関係機関へ要請することに決定をいたしました。郡の研修は、山梨県富士河口湖町の観光行政についての取り組み、事例について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

11月29日、仁淀川ふくし会複合社会福祉施設わかきの桜開所竣工式、祝賀会に御案内を受け、皆様と出席いたしました。

12月1日、高吾北広域町村事務組合議会第4回定例会が招集され、出席いたしました。提出されました議案は、平成26年度高吾北広域町村事務組合一般会計及び特別会計の補正予算案3件と、高吾北広域町村事務組合情報公開条例の制定等条例案4件の合計7件でありました。全ての議案とも原案のとおり決定されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方には御出席をいただき、平成26年12月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

今、この場に立たせていただき、1年前のことを思い出しております。昨年は、この12月定例会、私自身初めての定例会として臨ませていただきました。大変緊張してこの場に立たせていただき、報告、皆さんの一般質問に対する御回答をさせていただいたことを、今でもはっきりと覚えております。

改めて初心に戻って町政運営に臨んでいきたいと、心の底からそう思っております。ぜひ引き続き、議員の皆様には御指導をよろしく願いを申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、地方創生に対する佐川町の基本姿勢についてお伝えさせ

ていただきます。

先月、国会において「まち・ひと・しごと創生法」が可決、成立いたしました。少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を、総合的かつ計画的に実施することが自治体に求められております。佐川町では、この地方創生に対する取り組みを大きなチャンスとして捉え、前向きに進めていきたいと考えております。

地方創生が成し遂げられるかどうか、全ては人だと、人にかかってくると思っております。役場の職員や住民、また移住して住んでくれている方、佐川町にかかわってくれている方、皆さんのお力をお借りして、結集して地方創生に臨みたいと思っております。人々のつながりが増え、気持ちのいい挨拶が交わされ、笑顔があふれる、人が生き生きと輝く幸せなまち佐川町、を行政と住民が一緒になってつくっていく、このことを基本理念として佐川町の地方創生を推進していきたいと考えております。

具体的な町の目標としましては、まず「まち創生」としまして、行政と住民が信頼関係を構築し、一緒になってまちづくりを推進していくことのできる体制づくりを進めていくことを考えております。また、小さな拠点づくりを推進し、町周縁部の4地区にそれぞれ拠点を構えること、さらには結婚・出産・育児について財政的な支援と人的な支援をバランスよく中期的に実施することを目標として考えております。

「ひと創生」としましては、学校教育の中で、職業教育並びにもものづくり教育が行える環境を整備すること、さらには起業家を育てる「起業塾」につなげていくことを目標として考えております。また、地域おこし協力隊の制度を積極的に活用し、移住促進に取り組む中で、外の視点を入れた町の活性化につなげていくことを目標に考えております。

「しごと創生」につきましては、自伐型林業を働く場づくりの核として捉え、仕事として軌道に乗せることを第一の目標として考えております。また、木材やイノシシの皮などを素材とし、デジタル加工機械を活用した、ものづくり分野での仕事づくりを目標として考えております。

これらの目標を達成するために、具体的な施策を考え、実行に移し、覚悟をもって地方創生を成し遂げたいと考えておりますので、議員の皆様にも御理解と御協力をいただきたく切にお願いを申し上げます。

続きまして、各課所管の行政報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第5次佐川町総合計画の策定について報告いたします。平成26年、27年度の2カ年で策定しております第5次佐川町総合計画につきましては、6月、7月に町民アンケートを、9月に役場職員による過去10年間を振り返るワークショップを2回行い、その後、その基礎資料をもとに佐川町の未来を描くワークショップを行いました。

このワークショップでは、今後何らかの対策を講じなければ、町行政の各分野で起こり得る好ましくない未来をあえて想定した上で、必要とされる課題の解決策について検討をいたしました。

一方、希望的な未来を描くために、課題の解決につながる先駆的な取り組み事例を参考とし、課題解決に取り組んだ後の希望的な町の未来をあらわした未来新聞を作成するなど、通常のワークショップとはひと味違った取り組みも行いました。

このワークショップを通じて、現状を知り、課題を発見し、情報を整理した上でその解決を考える、というソーシャルデザインの一連の流れを学習し、理解できたものと感じております。

11月の中旬から12月の中旬にかけて、町内で地域活動に取り組んでいる方々や、6次産業やものづくりなど、新しい取り組みをしている方々などへのインタビューも行いました。

これらのワークショップやインタビューでいただいた貴重な提案や御意見を計画策定に反映させていきたいと考えております。

今後は、地域の方々とともに、計画策定作業に入っていくこととしておりますが、そのキックオフとしまして、来年2月11日に桜座で、しあわせ会議と題した講演会とワークショップの開催を予定しております。議員の皆様方もぜひ御参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、地区懇談会について報告いたします。

6月からスタートいたしました地区懇談会につきましては、町内21カ所で行う計画に対し、現在19カ所での開催が終了し、延べ335

名の町民の皆様にご参加いただきました。

懇談会では、佐川町が本年度重点的に取り組んでいる 10 項目の施策を知っていただくとともに、参加者から、まちづくりに関するアイデアや御意見、御提言をいただいております。

それらの内容につきましては、今後、整理し、町広報紙等で紹介するとともに、これからの町政に生かしていきたいと考えております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

集落活動センターたいこ岩で活動を展開しております尾川地区につきましては、本年度予定しておりました石窯周辺の整備が全て完了いたしました。

これらの整備完了に伴い、石窯を活用した地区での取り組みをさらに広げるために、新たな事業として、小麦づくり体験のイベントがスタートしております。このイベントは、高知県立大学と連携し、参加者が小麦の種まきや麦踏み、刈り取りを行い、来年 9 月には、収穫した小麦でピザを焼く体験をするというものであり、地域の交流人口の拡大や世代間交流の活性化につながることを期待しております。

また、加茂地区におきましては、10 月に公募型プロポーザル方式により、地区の活性化計画策定業者として、日高村の企画コンサルタント会社、セルクルデザイン工作室を選定いたしました。委託期間は来年 3 月末までとなっており、住民参加のワークショップや先進地の視察研修を実施するなど、地域住民の方々が主体的に地域活性化計画を策定することになっております。

その他、永野地区、斗賀野地区、黒岩地区におきましても、地域住民が主体となり、地域の活性化に向けたコミュニティ活動などのソフト事業が展開されており、今後は、活動拠点施設の整備について、既存施設の活用も含めて検討することになっております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましては、追加募集をしておりました自伐型林業に従事する隊員 2 名が 11 月までに着任し、研修会への参加や、先に取り組みを始めている隊員の指導を受けながら活動を開始いたしました。現在、各分野で 7 名の隊員が地域の皆さんと一緒にそれぞれの現場で精力的に活動を行っております。

来年度も、引き続き自伐型林業に従事する隊員 5 名の募集を行い、

本格的に事業を進めていくこととしております。また、新たに観光振興やスポーツ振興の分野においても、隊員を募集することといたしました。今後とも地域おこし協力隊が地域の皆さんと一緒に各分野の事業を推進し、地域力の維持・強化に取り組んでいくことを通じて、地域への移住、定住の促進につながっていくものと考えております。

次に、観光事業について報告いたします。

観光の拠点であります上町地区における集客人数につきましては、4月から10月の7カ月間で約9,000名を超える多くの観光客の方々にお越しをいただいております。

課題となっております駐車場につきましては、町内の観光区域に近接する道路沿いの空きスペースを車の乗降場所とし、乗降前後は周辺の駐車場で待機するなど、空きスペースと駐車場の連携により駐車場機能を高めていくなど、視点を変えた発想により課題を解決することにも取り組んでおります。今後は、新たな駐車場の確保や整備について、いろいろな角度から検討を進めていきたいと考えております。

また、観光協会につきましては、外部講師による3回の研修会を実施し、組織の役割や実施する事業の進め方、事務局のあり方などについても検討をいたしました。今後におきましても、町内外を問わず専門家の方々から御意見をいただきながら、町も一緒になって組織の充実強化や事業の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

あすは、酒蔵ロード劇場が上町で開催されます。本年から、実行委員会形式で、佐川くろがねの会や町商工会を初め多くの方々に御参加をいただき、開催するイベントとなっております。

町内外から多くの方々に御来場いただく佐川の冬のイベントとして定着しつつありますので、ぜひ議員の皆様にも御来場いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園につきましては、多くの町民の方々に御参加いただきながら、牧野博士ゆかりの植物の植栽を進めております。10月並びに11月には、より植物に関心や興味を持っていただこうと、こけ玉教室や種まき講習会を開催し、多くの方々に御参加をいただきました。

また、牧野公園を観光施設として生かしていくため、本年度中に

園内の道路整備や案内板等の設置も予定をしております。今後も、多くの皆様に御来園いただけるよう、園内施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、地域公共交通について報告いたします。

本町の地域公共交通の現状把握や課題の抽出・分析、また住民ニーズ調査を行うための委託業者の選定につきまして、10月20日に公募型プロポーザル方式により選考を行った結果、公立大学法人高知工科大学を委託業者として選定いたしました。

委託期間は、来年3月末までとなっており、佐川町の実態に即した地域公共交通を検討していく上で基礎となるデータの集積や、本町の地域公共交通及びそれを取り巻く諸状況について、現状把握と課題抽出を行うこととしております。

10月29日には、第1回佐川町地域公共交通検討会を開催し、本町の地域公共交通の現状と課題や住民ニーズ調査のアンケート内容などについて協議をいただきました。多くの委員に御発言いただき、非常に熱心かつ活発な意見交換がなされました。

また現在、住民ニーズ調査アンケートを実施しており、選挙人名簿から無作為に抽出した約1,200名の方を対象に、11月下旬にアンケート票を発送するとともに、町内公共交通利用者の方々への聞き取り調査も実施しております。

これらのアンケート調査結果は、今後の地域公共交通施策にしっかりと反映させていき、本町の実情に合った持続可能な地域公共交通の仕組みをつくっていきたいと考えております。

次に、歴史まちづくり事業の取り組みについて報告いたします。

10月14日、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条の規定に基づき、旧浜口家住宅を佐川町歴史的風致形成建造物に指定いたしました。

この手続きとしまして、9月1日に開催された佐川町歴史的風致維持向上計画協議会に付議し、その同意を得るとともに佐川町教育委員会の意見を聞き、指定したものであります。

旧浜口家住宅は、佐川町の歴史的風致を形成する酒造りの核となった商家の伝統を色濃く残す重厚な建造物であるとともに、現在は、さかわ観光協会が事務所を置き、町の観光拠点施設としての役目も果たしております。今後におきましては、佐川の歴史的風致を形成する中核的施設として、また、佐川の観光拠点施設として、さらな

る活用を図っていきます。

また、平成 26 年 11 月 21 日に開催されました国の文化審議会において、旧浜口家住宅主屋を登録有形文化財建造物に登録するよう文部科学大臣に答申を行いました。これにより、近日中に登録有形文化財建造物に登録される予定となっております。

続きまして、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。

平成 26 年度の職員採用につきましては、一般行政職と保健師、土木技術者の 3 職種について、9 月から 11 月にかけて採用試験を実施し、一般行政職 44 名、保健師 3 名、土木技術者 2 名の受験がありました。

採用にあたりましては、町民の皆様の幸せを実現するために一生懸命働きたいという意欲のある人物を採用するため、面接や集団討論に長く時間をかけるなど、一般教養試験や論文試験を基礎としながら、人物評価にも重点を置いた採用試験を行いました。その結果、チーム佐川の一員として、今後の活躍に期待が持てる人材として、一般行政職 5 名、保健師 2 名、土木技術者 2 名の計 9 名を採用することといたしました。

次に、かいな小富士団地分譲価格見直しについて報告いたします。

かいな小富士団地につきましては、平成 15 年 12 月に 43 区画で販売を開始し、本年で 11 年目を迎えております。この間には、若者定住対策の補助金の創設や、町内不動産業者への販売促進の協力依頼、大型看板の設置、広告宣伝による周知などを行い、分譲地の販売促進に努めてまいりましたが、現時点において 18 区画が売れ残っている状況であります。

このたび、かいな小富士団地の販売促進を図る取り組みの一つとして、分譲地の現在の適正な価格を土地鑑定士に鑑定してもらい、それに基づき価格の見直しを行い、分譲価格の値下げを行うことといたしました。12 月の広報紙には新たな分譲価格を掲載しましたチラシを折り込むなど、広報宣伝につきましても、さらに充実強化を図っていきたいと考えております。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

ことしの 7 月から、御寄附をいただいた方々に御寄附の金額に応じて、お礼品として佐川の特産品を選んでいただく仕組みを創設し、町のホームページや、日本全国の自治体のふるさと寄附の情報を発

信しているインターネットのサイトにも掲載いたしましたところ、12月3日現在で183名の皆様から御寄附の申し込みをいただき、寄附申し出額の合計は275万4,000円となっております。昨年度は、8名の方々から申し出があり、寄附額の合計は、101万円でありましたので、昨年度を大幅に上回る状況となっております。

今後は、関連する部署の職員で、ふるさと寄附推進プロジェクトチームをつくり、新たなお礼品の検討や情報の発信方法、寄附受け入れに係る手続きの利便性の向上などについて検討し、ふるさと寄附をさらに充実させるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、男女共同参画について報告いたします。

本年3月に策定いたしました佐川町男女共同参画計画につきましては、本計画を具体的に進めていくために、本年度、推進委員会を結成し、4月から4回の委員会を開催いたしました。委員会の中で協議、検討を進めた結果、10月に啓発用リーフレットを作成し、町内の皆様に配付させていただきました。今後も引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な実施計画の策定や啓発に取り組んでいきたいと考えております。

次に、自主防災組織について報告いたします。

まず、町内の自主防災組織の設立状況につきましては、黒岩の岬地区自主防災組織が新たに立ち上がり、11月末現在の組織率は90.2%となっております。このほか、上郷の7班、8班で新たに設立を準備中とお聞きしております。今後とも設立のない自治会への働きかけを積極的に行うとともに、既存組織の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、登録制メール配信サービスについて報告いたします。

災害情報やイベント情報など、町民の皆様へメールを活用し、迅速かつ確実に情報をお届けするために、本年度中の構築を予定しておりましたメール配信システムにつきましては、11月1日をもって正式に運用をスタートいたしました。

このサービスは、携帯電話や自宅のパソコンなどからメールアドレスをあらかじめ登録していただき、役場からの連絡メールを自動的に受け取れるシステムとなっております。気象庁から発表される警報・注意報や、災害時の避難に関する情報などの防災情報に加え、町内の観光・イベント情報、子育て、健康情報など、暮らしに役立つ

つ情報も積極的に発信していきますので、町民の皆様にはぜひとも御利用いただきたいと思いますと考えております。

次に、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備について報告いたします。

黒岩地区のヘリポートにつきましては、9月定例会でもお伝えしましたとおり、中野地区の農免道路沿いの畑を整備地として決定し、県など関係機関との協議や、地権者との売買契約を済ませ、現在は設計作業を進めているところであります。

年明けには、工事に着手し、3月末には完成する予定となっております。完成の暁には、皆様にも御出席をいただき、竣工式をとり行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後、役場、かわせみ、高北病院への災害時用対空表示ヘリサインの設置、町内5地区ごとの防災マップの作成、大災害時に外部との通信を可能とするための衛星携帯電話の整備など、町民の生命と財産を守る防災対策につきましては、着実に取り組んでいきたいと考えております。

次に、町民課の所管事項でございます。

9月30日に、本年度、第1回目の国民健康保険運営協議会を開催し、委員の皆様には平成25年度の国民健康保険特別会計の決算について報告いたしますとともに、平成27年度以降の国民健康保険の税率改正について御説明をさせていただきました。

第2回目の開催となりました10月31日には、国保税の賦課方式について、4方式の標準割合と3方式の標準割合により試算しました複数の税率改正案を提示させていただき、協議を行っていただきましたが、当日には、結論に至らなかったため12月18日に第3回目の運営協議会を開催する予定といたしております。

次に、収納管理課の所管事項でございます。

平成25年度の町税徴収状況につきましては、このたび高知県市町村・財政担当課長会が開催され、高知県34市町村の徴収率結果が発表されました。

佐川町は、国保税徴収率において、24年度の10位から、25年度は馬路村、大川村に次ぐ第3位に大きく順位を上げ、そのほか、住民税、固定資産税、軽自動車税の3町税総合徴収率においても24年度の17位から11位に上昇しております。

本年度も昨年度の実績を維持しつつ、引き続き公平な税負担の実

現を目指し、徴収の強化に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、佐川町第5期介護保険事業計画に基づく地域密着型施設の開設について報告いたします。

計画に基づき、社会福祉法人仁淀川ふくし会が荷稻地区に建設しておりました地域密着型施設につきましては、建設地の確定がずれ込んだこともあり、当初の予定からかなり遅れましたが、ようやく12月1日に開設の運びとなりました。関係者の方々のこれまでの御尽力に対しまして、改めてこの場をお借りし、お礼を申し上げます。

施設の規模としましては、特別養護老人ホームわかきの桜が29床、認知症対応型のグループホームやっこそうが9床となっており、特別養護老人ホームには、ショートステイ11床も併設されております。

町民が待ち望んでいた施設ということもあり、開所前から多くの問い合わせをいただいておりますが、12月3日現在、既にグループホームは全室の入居が決定し、特別養護老人ホームも全29床のうち13床の入所が決定しているとの報告を受けております。

事業者の仁淀川ふくし会に対しましては、充実した医療・看護体制を生かした、地域に愛される施設になるよう期待するとともに、町としましても、適切な介護保険事業の運営に引き続き努力してまいります。

次に、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について報告いたします。

平成27年度から平成29年度までの3カ年における高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画につきましては、10月30日に本年度2回目の策定委員会を開催し、第5期計画期間の給付実績見込みや、日常圏域ニーズ調査の結果をもとに、第6期計画における佐川町の介護サービスの方向性や事業展開などを協議いただきました。今後2回程度、策定委員会を開催いたしまして、来年3月に事業計画を確定する予定となっております。

第6期の介護保険料額の決定時期につきましては、計画期間中の介護給付の見込額と密接にかかわっているため、事業計画が確定する来年の3月となる見込みですが、高齢者の増加によって給付費が伸びることは、ほぼ確実な状況でありますので、ある程度の保険料アップは避けられない見通しであります。

次に、地域包括ケアシステムの構築について報告いたします。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、その第一歩として、介護保険サービス等を利用して地域で生活している方について、実際のケアプランを通じて具体的な支援のあり方の検討を行う地域ケア会議に本年度から取り組んでおります。

第1回目は、11月7日に開催し、健康福祉課、地域包括支援センターを初め、関係するサービス事業者や理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士など、多職種が参加し、それぞれ専門的な立場から検討を行いました。

本年度は、来年2月に第2回目の開催を予定しておりますが、来年度以降におきましても、会議を重ねながら各職種のレベルアップを図るとともに、高齢者個人に対する支援策の充実と、それを支える社会基盤の整備を図っていきたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援新システムへの対応について報告いたします。

平成27年4月から本格的実施が予定されております新システムへの対応につきましては、佐川町子ども・子育て会議において、平成27年度から平成31年度までの5カ年における佐川町子ども・子育て支援事業計画の検討を進めております。

9月29日には第4回目の会議、11月20日には第5回目の会議を開催し、各委員に熱心な御協議をいただきながら、「すべての子どもが安心して幸せに育つまちづくり」など、3つのスローガンを柱とした計画案の取りまとめが最終段階となっております。

また、新システムの周知に関しましては、保育の必要性の認定制度など、制度の概要を記載した保護者向けのパンフレットを配布し、また、要請に応じて関係者への説明会を行うなど、対応をとっております。

なお、新システムへの移行に際しましては、新年度からの保育料単価を見直すことにしておりますが、より積極的に子育て支援を行っていくという観点から、保育料の軽減策の拡充を検討しており、予算編成を通じて、その方針を決定していきたいと考えております。

次に、黒岩中央保育所の建てかえの件について報告いたします。

町立黒岩保育所につきましては、これまで町議会での一般質問において答弁させていただいたとおり、新たに適地を確保した上で、建てかえを行う方針で進めております。

現在までに、西村議員を初め地権者の方々、保護者会など、多くの関係者の御努力、御協力をいただきまして、現在の保育所近くに建設候補地を確保することができました。この場をお借りしまして、改めて関係者の皆様には御礼を申し上げます。

今後のスケジュールにつきましては、建てかえに向けて、設計案の検討や地元住民への説明などの必要な手順を踏んでいくとともに、来年度当初予算において、実施設計費や用地取得費など所要の経費を計上させていただき、平成 28 年度内の新園舎の建設に向けて取り組みを進めてまいります。

新しい保育所が、保育所施設としてだけでなく、黒岩地区にとって新しいシンボルとなりますよう、引き続き皆様方の御意見、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、障害者相談支援体制の構築について報告いたします。

障害者の相談支援につきましては、障害者総合支援法に基づき、自治体が設置する地域自立支援協議会の運営を通じて、障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、地域の実情に応じて支援の枠組みを構築していくことが求められております。

このような趣旨を踏まえ、本町におきましては、本年度より佐川町地域自立支援協議会の運営体制を見直し、全体会のほかに専門部会、事務局会を立ち上げ、個別の事例から得られた地域のニーズや課題を、より具体的な仕組みづくりに反映できるような構成に改めております。

11 月 13 日には、本年度の佐川町地域自立支援協議会の第 1 回全体会を開催し、今後の障害者支援のあり方などについて、各委員の御意見をいただきました。特に、短期入所施設やグループホームなどの社会資源が不足している実情について意見が交わされ、今後の重要な協議事項として認識が共有されました。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、自伐型林業について報告いたします。

地域住民を対象とした自伐型林業研修につきましては、本年度後期も引き続き実施いたしまして、チェーンソー研修に 19 名、伐倒・搬出研修に 7 名、作業道敷設研修に 8 名が参加し、熱の入った受講姿勢からは、自伐型林業への関心の高さがうかがえるところであります。

自伐型林業に特化した地域おこし協力隊員が 10 月、11 月にそれぞれ 1 名ずつ着任し、合計 5 名となりました。町有林を中心に、日々チェーンソーの取り扱い訓練や、作業道の敷設に励んでおり、今後は山林の集約化に向けた取り組みなどを展開してまいります。

10 月末には、いの町で尾崎知事を囲んで、平成 26 年度対話と実行座談会が行われました。佐川町からは地域おこし協力隊が代表して参加し、林業の担い手育成に向けた課題や県の支援に対する要望について発言いたしました。

また、先の参議院地方創生特別委員会では、県選出の高野光二郎議員の質問に対し、石破茂地方創生担当大臣は「自伐型林業は雇用創出、地方創生の鍵」と明言し、中山間地域の林業振興に積極的に取り組む姿勢を示されました。

そうした動きの中で、町では、佐川町自伐型林業推進準備会を立ち上げ、自伐型林業を継続させる仕組みづくりについて議論・検討を行っておりますが、さらに自伐型林業を定着・発展させていくため、同準備会を母体に、自伐型林業を核とした魅力あるまちづくりの方向性を定めていく組織として、(仮称)佐川町自伐型林業推進協議会の年度内設立を目指し、現在取り組みを進めているところであります。

次に、佐川ものづくり補助金事業について報告いたします。

本年度事業として採択いたしました 8 件の事業につきましては、既に 2 件は商品として販売されており、3 件については、年明けにもお土産品として販売される予定となっております。

残り 3 件につきましては、現在試作段階で、今後、進捗状況を確認しながら商品化されるようフォローアップを図ってまいります。

次に、佐川町攻めの農業実践緊急対策事業について報告いたします。

日高村の、JA コスモストマト選果場につきましては、台風 12 号により 1 メートル 10 センチの浸水、続く台風 11 号においても 40 センチメートルの浸水被害に遭うなど、二度の浸水により選果場の心臓部分であります光センサー糖度計を初め、全ての機器類が使用不能となってしまいました。

8 月には、尾崎知事や中国四国農政局生産部西嶋次長が災害視察に来訪され、その後トマト選果場に対して、攻めの農業実践緊急対策事業の活用が決定されました。

この事業では、中国四国農政局と高知県が直接御指導くださり、被災から4カ月という異例のスピードでの復旧が行われ、12月2日の機械設備落成式並びに稼働セレモニー後に選果場が再稼働いたしました。

次に、中山間地域等直接支払制度の事業について報告いたします。

この事業の対象になっております中山間地域は、農業生産や自然環境保全等の観点から重要な地域であります。耕作不利な条件から農業生産性が低く、耕作放棄地の増加が極めて深刻で集落の維持すら厳しい状況にあります。

本年度は10団体が当事業を実施しておりますが、それぞれの団体が円滑に事業を実施できたこともあり、10団体の対象農地75ヘクタールは一筆の耕作放棄地もなく、水田の持つ多面的機能も維持されております。

次に、多面的機能支払制度の事業について報告いたします。

この事業は昨年度までの農地・水保全管理支払制度の事業として実施してきたものであります。本年度から事業内容が一部改変され、名称も変更になったものであります。本町では11団体がこの制度を導入し、178ヘクタールの農地を維持していくために水路や農道の維持管理、軽微な補修、長寿命化工事を共同で行っております。このような取り組みをベースに、それぞれの団体が集落営農組織に発展していくよう、今後も積極的に支援していきたいと考えております。

次に、住宅耐震化支援事業について報告いたします。

住宅耐震化支援事業は、住宅の耐震化に係る診断・設計・工事を補助対象とし、南海トラフ大地震等の大規模地震に備え、人的被害の軽減を目的とすることから、早急な事業の実施が望まれております。

本町におきましては、事業の進捗を図るため、自治会長会での説明、町広報紙への事業内容の掲載、全戸へのパンフレット配付などによりPRをしてまいりましたが、補助申請件数が少なく、十分な対策が進んでいない現状となっております。

今後の住宅耐震化支援事業の推進につきましては、広報紙による啓発とあわせて戸別訪問を行いますとともに、自主防災組織や建築士事務所、工務店と連携した住宅耐震化の取り組みを展開していく予定であります。議員各位におかれましても、事業の普及、推進に

向けた御協力をお願い申し上げます。

次に、8月1日から8月10日にかけての台風12号、11号による災害対応について報告いたします。

10月27日から10月30日までの日程で、第6次公共土木災害査定が行われ、本町は町道15件、河川14件、計29件を申請いたしました。その結果、査定決定金額は1億211万9,000円となっております。

また、同じく被災しております農地・農業用施設のうち、災害復旧次業として国へ申請しましたものが現在6件、査定決定金額は917万7,000円となっております。今後予定されております第8次査定では、台風19号で被災しました施設を含め、13件を申請することとしております。

また、これらのほか、台風19号で被災しました公共施設2件につきましては、現在、査定申請に向けて準備を行っているところであります。

査定決定後は、被災箇所の早期復旧を図るため、高知県中央西土木事務所との発注調整や連携を密にしつつ、全箇所の早期発注に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、斗賀野地区勝森鉦山下での林地災害について報告いたします。

この林地災害につきましては、町から県へ治山事業の実施を要望していたものでありますが、県から国へは既に申請が行われ、現在、関係する機関と最終協議中であるとの報告を受けております。決定後は、高知県が主体となり測量設計業務に着手する予定ですが、町といたしましても、早期復旧に向け、県と連携して取り組んでいきます。

次に、がけ崩れ住家防災対策事業について報告いたします。

がけ崩れ住家防災対策事業につきましては、台風災害9件、予防1件の計10件、総事業費5,673万円を申請いたしました。

本年度は、全県的に甚大な被害があったことから県の補正予算対応もあり、11月までに10件全ての交付決定が行われました。当該事業につきましても、早期発注に向けて鋭意業務を進めてまいります。

次に、地方道路交付金事業について報告いたします。

南海トラフ大地震に備えるため、町道橋の耐震化につきましては、

この交付金事業を活用し、順次、取り組んでいくこととし、本年度には、先の臨時議会で議決いただきました佐川橋耐震工事と、来年度以降に耐震工事を予定しております柳瀬橋の耐震補強設計を行っております。

また、町道の中でも特に路面が悪化し、御不便をおかけしてまいりました古畑峯1号線、八重栗庄田線、奥畑線の3路線の舗装工事も同事業により実施しており、今後も同事業を有効活用し、町道環境の整備促進を図ってまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

主要事業であります中野、二ツ野地区への水道給水につきましては、現在、排水管布設工事と黒岩簡易水道事業の設計委託業務を実施しますとともに、道路管理者との水道管占用協議なども行い、来年度において円滑に工事が発注できるよう準備を進めております。

続いて、水道施設の耐震化や排水管工事など主要な水道施設の整備について報告いたします。

室原地区送水管の耐震化につきましては、7月に着工いたしました1工区、約540メートルの送水管布設がえ工事が無事に完了し、11月に完成検査を実施いたしました。残る2工区、約550メートルにつきましても、現場での工事が終了したことから、完成検査資料が整い次第、完成検査を実施する予定となっております。

また、高北病院前とJR佐川駅北側地域の配水管工事につきましては、2件の工事とも10月に受注業者との請負契約を締結し、年度内の完成を目指し、現在、工事を実施しております。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度の後期調査対象地区の現地調査を、9月から11月にかけて延べ42日間にわたり実施いたしました。推進員や、立会人の方々に御協力いただき、ほぼ順調に実施することができましたが、前期の調査と同様に立会いただいていない方が数名いることから、後日、再度、立会人の方と調整をとりまして、再調査を行う予定としております。

また、前年度調査の閲覧業務を丙の一部では8月22日から9月10日までの20日間行うとともに、甲の一部におきましては、来年の1月中旬から行えるよう現在準備を進めております。今後におきましても、トラブルが発生しない取り組みを行いながら、着実な事業の推進を図ってまいります。

次に、教育委員会事務局の所管事項でございます。

まず、平成 26 年度全国学力・学習状況調査について報告いたします。

本年 4 月 22 日に、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象として実施いたしました全国学力・学習状況調査の佐川町の結果を、11 月発行の町広報紙において公表いたしました。

佐川町の児童生徒の学力の状況につきましては、これまで改善傾向にあり、昨年度は、一部の教科において全国平均を上回っておりましたが、本年度は、小学校、中学校ともに、全ての教科において全国平均を下回る大変厳しい結果となりました。

この調査により測定できるのは、学力の一部ではありますが、今回の調査結果を踏まえ、校長会において、各校の調査結果を詳細に分析し、それに基づく学力向上対策を取りまとめ、全教職員が一丸となって組織的に取り組むよう指示するとともに、町内 7 小中学校において共通して取り組む学力向上対策を町広報紙にも掲載しております。

今後におきましては、教育委員会と学校が一体となって、学力向上対策の 3 本柱であります、授業改善、一人一人に応じた指導の充実、家庭学習の充実、を着実に推進し、保護者や地域の皆様方の期待に応えていきたいと考えております。

次に、高知大学出前公開講座について報告いたします。

私の町政運営の基本方針としまして、「文教のまち佐川の人づくり」を掲げており、その取り組みの一つとして、町民の皆様を対象とした高知大学出前公開講座を開講したものであります。

本年 9 月 30 日から 10 月 28 日までの間、毎週火曜日、名教館を皮切りに総合文化センター、地質館において、高知大学の先生を講師として、商品開発、子育て、健康、スポーツ、南海地震関係の 5 講座を開講いたしました。

各講座、定員 30 名で募集しましたところ、合計 97 名の受講生があり、3 回以上受講した 5 名には高知大学学長名の修了証書が授与されております。

来年度以降につきましても、高知大学出前公開講座を初めとする多様な講座を開講し、町民の皆様に幅広い学習の場を提供していきたいと考えております。

次に、佐川町文化祭について報告いたします。

文化祭は、美術部門と芸能部門からなっており、美術部門につきましては、総合文化センター体育館において、10月31日から11月4日まで開催され、町内の各サークルの皆さんの陶芸、水彩画、油絵、ちぎり絵、写真、書道、手芸品など315作品、町内7小中学校の児童生徒の絵や書道など637作品、その他にもデイサービス通所者のちぎり絵や手芸品など150作品が展示されました。

一方、芸能部門につきましては、桜座において、11月1日、2日の両日開催され、町内の17サークルの皆さんによる民謡、合唱、楽器演奏、踊りなどが披露されました。

この文化祭に加えまして、桜座において、11月6日に佐川町小中学校芸能祭、11月16日には佐川中学校吹奏楽部の定期演奏会も開催されるなど、多くの町民の皆様、芸術の秋を大いに堪能していただけたものと考えております。

最後に、病院事業について報告いたします。

このたび、医療法の改正に伴い、病床機能報告制度が平成26年10月1日からスタートいたしました。地域医療にも大きなかわりがありますので、その概要について御報告いたします。この制度は、各医療機関が有する一般病床と療養病床の医療機能の現状と今後の方向を病棟ごとに県に報告するものであります。

具体的な医療機能としましては、高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能の4つの機能が示されており、その中から各病棟が担う代表的な機能を1つ選択して、報告することになります。

さらに、平成27年度には、県がこの病床機能報告制度による情報などを活用して、二次医療圏ごとの医療機能の現状や高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの見通しを踏まえた上で、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能ごとの医療の必要量を示す地域医療構想、すなわち地域医療ビジョンを策定し、医療計画に反映させることになっております。

今後、県から示される地域医療構想によっては、二次医療圏全体の課題であります病床機能の再編縮小を求められる医療機関も出てくる可能性があります。

このため、引き続き国や県の動向を注意深く見守り、これから先も自治体病院としての役割を果たしていけるよう適切に対応してまいります。

以上、各課所管事項について、報告をさせていただきました。

本定例会に提案いたしました付議事件は、承認 1 件、議案 12 件、諮問 1 件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、適切なる決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

ここで、10 分休憩します。

休憩 午前 10 時 7 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、諮問案件について、御説明申し上げます。

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員である横畠安彦氏の任期が平成 27 年 3 月 31 日で満了になることから、次期についても横畠安彦氏を推薦いたしたく、議会の御意見をお伺いするものです。

横畠安彦氏につきましては、人権擁護委員を 1 期 3 年務められ、この間の人権擁護委員活動において、多大の貢献をされております。また、人格、見識の高さは、衆目の一致するところであり、広く社会の実情にも通じておられ、人権擁護委員として適任者であると認められます。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号は、お手元に配付しました意見のとおり

答申をすることに決定をいたしました。

日程第 6、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号））から、日程第 18、議案第 72 号、越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについて、まで、以上 13 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、承認事件及び議案について、御説明申し上げます。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号））につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,077 万 5,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 62 億 9,565 万 8,000 円とし、地方自治法 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 11 月 19 日に専決処分をしたものです。

議案第 61 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,280 万円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 63 億 2,845 万円とするものです。

議案第 62 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 8 万円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 1,332 万 2,000 円とするものです。

議案第 63 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、124 万 2,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 7,217 万 8,000 円とするものです。

議案第 64 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 280 万 3,000 円を追加補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,968 万 2,000 円とするものです。

議案第 65 号、佐川町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたびの高知県人事委員会の勧告を受け、佐川町一般職員の勤勉手当について、改正を行うものです。

議案第 66 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例に

つきましては、産科医療保障制度の見直しに伴い、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改定しようとするものです。

議案第 67 号、佐川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、

議案第 68 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、

議案第 69 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 70 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

以上の 4 議案につきましては、第 3 次地方分権一括法の施行に伴い条例を制定し、または条例の一部改正するものです。

議案第 71 号、佐川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、条例の一部改正するものです。

議案第 72 号、越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについては、子ども・子育て支援法における認定子供の広域利用を可能とするため、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、協定を締結するものです。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。それでは私から、承認第 5 号並びに議案第 61 号につきまして説明をさせていただきます。

まず、承認第 5 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について、でございます。この補正予算につきましては、11 月 21 日に衆議院が解散したことに伴いまして、12 月 2 日公示、12 月 14 日投開票日に向けました総選挙の執行経費に充てるものでございます。

補正予算書の事項別明細書、10 ページ、11 ページをお開きくだ

さい。10 ページ、11 ページでございます。

2 款、4 項、2 目、1 節報酬の 129 万円は、投票立会人や投票管理者等に対します委員等報酬となっております。

3 節の職員手当等の 233 万円は、選挙の執行に伴います職員の超過勤務等の費用となっております。

7 節賃金の 147 万 4,000 円は、投票事務従事者等に対します賃金となっております。

8 節報償費の 14 万 4,000 円は、投票事務説明会への出席者に対します謝礼金となっております。

9 節旅費の 2 万円は、投票事務説明会への出席者に対します費用弁償でございます。

11 節需要費の 137 万 3,000 円は、ポスター掲示板や掲示板設置部位などに要する消耗品費、また当日の投票事務従事者の夕食などに要する食料費、また入場券や選挙公報用封筒の印刷などに要する印刷製本費となっております。

12 節役務費の 125 万 9,000 円は、入場券や選挙公報の各戸配付に要する郵送料また各投票所に設置いたします臨時電話の電話料、選挙機材の点検等に要するものです。

13 節の委託料の 70 万円は、ポスター掲示板設置に伴います委託料などとなっております。

14 節使用料及び賃借料の 14 万 7,000 円は、投票箱装置にかかる車賃や県選管への報告用オンラインパソコンの借り上げにかかる費用でございます。また、投票所の借り上げなどの費用も含まれております。

18 節備品購入費の 203 万 8,000 円は、古くなった投票用紙の交付機 8 台分の買い換え費用となっております。

お戻りいただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。歳入でございます。14 款、3 項、1 目、5 節選挙費委託金の 1,077 万 5,000 円につきましては、このたびの衆議院選挙費として全額国から交付されるもので、県を通じまして支給されるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 61 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算(第 4 号)につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書の 4 ページをお開きください。第 2 表地方債補正です。

地方債補正の変更につきましては、今回の台風災害によりまして増額補正を計上しております。急傾斜地崩壊対策事業及び災害復旧事業の財源となります地方債の発行額の上限を変更するものでございます。

急傾斜地崩壊対策事業では、70万円を増額し、上限額を1,710万円に。災害復旧事業では、1,340万円を増額し、上限額は6,390万円にするものでございます。また、下の表の防災行政無線難聴地区戸別受信機整備事業につきましては、事業の適債性が認められなかったことから申請を取りやめまして、廃止をするものでございます。

次に、事項別明細書14ページ、15ページをお開きください。

歳出です。主なものについて説明をさせていただきます。1款、1項、1目、1節報酬の説明欄、議員報酬の△135万8,000円は、報酬費の不用額によりまして減額補正をするものでございます。

2款、1項、1目、4節共済費の説明欄、職員共済費の△401万4,000円、及び特別職共済費の△3万1,000円は、高知縣市町村職員共済組合に支払う共済費の負担率が、当初見込みより下がったために、その分について減額補正をするものです。

同じ表の4目13節委託料の説明欄、高知ファイティングドッグス地域人づくり事業委託料の△244万6,000円は、高知ファイティングドッグスに委託しております事業内容の精査により減額補正をするものです。

16ページ17ページをお開きください。一番上の表でございます。

2款、1項、10目、11節需要費の説明欄、消耗品及び13節の委託料の説明欄、測量等委託料につきましては、地籍調査業務委託料の確定によりまして、それぞれ111万6,000円と310万円の減額補正をするものです。

18ページ、19ページをお開きください。下の表の3款、1項、1目、13節委託料の説明欄、安心生活基盤構築事業委託料の△260万円は、委託事業費の確定によりまして減額補正となっております。

また、20節の扶助費の説明欄、障害福祉サービス費の2,600万円は、障害児・者のサービス料が当初見込みよりも増えたための増額補正となっております。

同じ表の2目、13節の委託料の説明欄、集団・個別健康診査委託料の△212万7,000円は、後期高齢者の集団個別健康診査の受診者が当初見込みより少ないため、減額補正をするものです。

同じく 28 節の操出金の説明欄、後期高齢者医療特別会計操出金の 280 万 3,000 円は、後期高齢者医療保険の低所得者に対する保険料の負担金が増加したためなどにより操り出しを行うものです。

同じ表の 5 目、23 節償還金、利子及び割引料の 336 万円は、平成 25 年度に交付されました自立支援医療費の国、県負担金が確定し返還金が生じたための増額補正となっております。

20 ページ、21 ページをお開きください。2 番目の表です。3 款、3 項、1 目、7 節賃金の説明欄、嘱託賃金の△220 万円は、嘱託職員として雇用しています保健師の勤務日数が週 5 日勤務から週 3 日勤務になったための減額補正をするものです。

一番下の表の 4 款、1 項、3 目、11 節需要費の説明欄、修繕費の△118 万 8,000 円は、かわせみの調理室の給湯器取りかえを修繕費として予算組みをしていたものを、15 節の工事請負費に組み替えをしたために減額補正をするものです。

15 節の工事請負費の説明欄の健康福祉センター給湯器取替工事費に同額を計上しております。

同じ目の 13 節委託料の説明欄、集団・個別健康診査委託料の△92 万 3,000 円は、ピロリ菌検査を予定したところ、高北病院が実施していたため取りやめ、減額補正をするものです。また、肝炎検診委託料の△88 万 7,000 円は、本年度に県の補助が廃止されたことなどにより減額補正をするものです。

24 ページ、25 ページをお開きください。3 番目の表です。9 款、2 項、1 目、13 節委託料の説明欄、非構造部材耐震設計委託料の△1,987 万 7,000 円は、委託料の確定によります減額補正となっております。

26、27 ページをお開きください。3 番目の表です。10 款、1 項、1 目、13 節委託料の 176 万円及び 15 節の工事請負費の 900 万円、また一番下の表の 10 款、2 項、1 目、15 節の工事請負費の 2,100 万円は、このたびの台風災害によります災害復旧工事費の増による増額補正となっております。

補正予算書の 10 ページ、11 ページにお戻りください。

歳入のほうでございます。2 番目の表でございます。13 款、1 項、1 目、2 節社会福祉費負担金の説明欄、障害者自立支援給付費負担金の 1,300 万円は、障害者に対するサービスの支給の増加により、国庫負担金が増額となったものでございます。

下の表に移りまして、13 款、2 項、1 目、1 節社会福祉費補助金の説明欄、安心生活基盤構築事業補助金の△1,450 万円は、国の支出金を県の支出金に振り替えたための減額補正となっております。

同表の 6 目、1 節公共土木施設災害復旧費補助金の説明欄、現年災害復旧費補助金 1,400 万 7,000 円は、このたびの災害復旧費の増加による国庫補助金の増加分となっております。

また、同表 8 目、1 節総務費補助金の説明欄、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の 2,184 万 3,000 円は、本年度の単独公共工事に充当できます経済対策の交付金となっております。

次の表でございます。14 款、1 項、1 目、2 節社会福祉費負担金の説明欄、障害者自立支援給付費負担金の 650 万円は、国庫支出金のところで説明しましたように、障害者に対するサービス支給の増加によりまして、県負担金が増額となったものでございます。

次の表の 14 款、2 項、1 目、1 節総務費補助金の説明欄、国土調査事業費補助金の△232 万 5,000 円は、国土調査事業の委託費の減額による補助対象経費の減によるものでございます。

同じ表の 2 目、1 節社会福祉費補助金の説明欄、安心生活基盤構築事業補助金の 1,190 万円は、先ほど、国費のところで申し上げました振りかえ分でございます。

同じ表の 3 目、1 節保健衛生費補助金の説明欄、医療機関等災害対策強化事業費補助金の 100 万円は、災害発生時の医療救護活動を円滑に実施するため、災害時の医療救護所用として購入するテントや発電機などの備品購入に対する補助金となっております。

12、13 ページをお開きください。

14 款、2 項、7 目、1 節農林水産業施設災害復旧費補助金の説明欄、現年災害補助金の 555 万円は、このたびの災害復旧費の増加による県補助金の増加分となっております。

同じ表の 9 目、1 節商工費補助金の説明欄、重点分野雇用創出事業補助金の△の 244 万 6,000 円は、出のほうでも述べましたけれども、高知ファイティングドッグスに委託しております事業内容の精査により減額となったものです。

次の表の 16 款、1 項、4 目、1 節ふるさと寄付金の 195 万円は、ふるさと寄付金の増によるものでございます。

次の表の 17 款、1 項、2 目、1 節その他基金繰入金の説明欄、公共施設等整備基金繰入金の△3,556 万 1,000 円は、臨時交付金や非

構造部材耐震設計委託料の減額、また他の事業の不用額の減額補正によりまして、公共施設整備基金からの繰り入れの減額を行うものでございます。

また、介護サービス事業基金繰入金の372万6,000円は、デイサービスセンターさくら荘の送迎車購入について、この基金を充てるものでございます。

2つ下の表です。19款、5項、1目、1節受託事業収入説明欄、後期高齢者健康診査受託事業収入の△156万円は、後期高齢者広域連合への負担金の精査による戻り分となっております。

次の表の20款、1項、3目、1節農林水産業施設災害復旧費及び2節公共土木施設災害復旧費の説明欄、現年災害につきましては、災害発生による起債の借り入れでして、それぞれ360万、980万円となっております。

同じ表の7目、1節消防施設整備事業債の説明欄、防災対策事業債の△520万円は、戸別受信機の起債申請を取りやめたための減額補正となっております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

町民課長（麻田正志君）

おはようございます。それでは、私からは、議案第62号、平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。

1款、1項、1目一般管理費につきましては、高知県の人事委員会の勧告を受けまして、職員手当等共済費の各節に、それぞれ補正を行うもので、合わせまして3万9,000円の増額補正、13節委託料の国保情報データベースシステム保守委託料につきましては、平成26年度法制度改正対応といたしまして、37万8,000円の増額補正。

その下の表の2項、1目賦課徴収費につきましては、先ほどの一般管理費と同じく、職員手当等、共済費の各節に、それぞれ補正を行うもので、合わせまして4万1,000円の増額補正。

その下の表の3項、1目運営協議会費、1節報酬につきましては、来年度の国保税率改正の検討により、国民健康保険運営協議会の開催回数が増えることによる11万6,000円の増額補正。

その下の表の2款、1項、3目一般被保険者療養費、19節負担金・

補助及び交付金につきましては、退職被保険者等療養費の増加により、同療養費へ流用した分の補填といたしまして、20万円の増額補正。

下の段、4目退職被保険者等療養費、19節負担金・補助及び交付金につきましては、当初見込みを上回る支出となっておりまして、30万4,000円の増額補正。

その下の表になります。3項、1目一般被保険者移送費、19節負担金・補助及び交付金につきましては、今後の給付に備えまして、10万円の増額補正をするものです。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

12款、1項、1目予備費につきましては、職員手当等及び共済費以外の歳出の増額補正分に組み替えるため、109万8,000円の減額補正をするものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

9款、1項、1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金につきましては、歳出の職員手当等共済費の増額補正に伴いまして、8万円の増額補正を行うものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。議案第63号、平成26年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の御説明をいたします。今回の補正予算の内容につきましては、高知県人事委員会の報告に準じました職員給与の調整、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の計上及び介護サービスに係る予算の過不足に伴う予算の組み替えでございます。

まず、歳出につきまして御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款、1項、1目一般管理費のうち、13節委託料、97万2,000円は、一定以上所得者の介護サービスの利用負担割合が、1割から2割に引き上げられるなど、平成27年度施行分の介護保険制度改正に伴うシステム改修費でございます。

2款保険給付費におきましては、これまでの執行状況から予算の不足が見込まれる経費について、1項、2目特例居宅介護サービス給付費は100万円、1項、5目居宅介護福祉用具購入費は50万円、

2項、4目介護予防住宅改修費は40万円、それぞれ増額し、その合計額190万円分について、1項、1目居宅介護サービス給付費から減額し、給付費全体としては増減なしとしております。

そのほかに計上しております職員の期末勤勉手当や共済費につきましては、先ほど申しましたとおり高知県人事委員会の報告に基づく調整でございます。

続きまして、歳入については、8ページ、9ページをお開きください。

3款、2項、4目介護保険事業費は、介護保険制度改正のシステム改修費にかかる国庫補助金として、48万6,000円を計上しております。補助率は、2分の1となっております。残りの2分の1につきましては、7款、1項、4目その他繰入金で、事務費繰入金として同額の48万6,000円を計上しております。

そのほかにつきましては、高知県人事委員会報告に伴う職員給与の調整等の財源といたしまして、国、県支出金や繰入金をそれぞれの負担割合に応じて計上をしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは、議案第64号、平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。

1款、1項、1目一般管理費につきましては、担当者の移動と高知県の人事委員会の勧告を受けまして、給料、職員手当等、共済費の各節にそれぞれ補正を行うもので、合わせまして175万1,000円の増額補正、11節需要費の消耗品につきましては、業務に使用いたしますプリンターのトナー代として3万4,000円の増額補正。その下の表になります2項、1目徴収費、11節需要費の印刷製本費につきましては、不用見込額13万5,000円を減額補正。その下の表の2款、1項、1目、19節負担金・補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療基盤安定負担金の額が確定したことによりまして、115万3,000円の増額補正をするものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

3 款、1 項、1 目職員給与費等繰入金につきましては、歳出の給料、職員手当等、共済費の増額補正に伴いまして、175 万 1,000 円の増額補正。2 目事務費繰入金につきましては、歳出の需要費の増減により 10 万 1,000 円の減額補正。3 目保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療基盤安定負担金の額が確定したことにより、115 万 3,000 円の増額補正をするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第 65 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、の御説明を申し上げます。

このたび、国の人事院や県の人事委員会から給与等の勧告が出されております。高知県人事委員会におきましては、県内従業員 50 人以上の規模の 113 事業所を対象にいたしました調査を実施しておりますが、月例給いわゆる月給につきましては、職員の給与が民間給与を下回っていることが認められましたものの、その格差は極めて小さなものであるとのことから、今回については、月給の改定は行わないとの判断が示されております。

また、特別給いわゆるボーナスにつきましては、職員の年間支給月数が民間の支給割合を 0.09 月分下回っていることが認められたことから、支給割合を 3.85 月から 3.95 月に 0.1 月引き上げる勧告が行われました。

このたびの条例改正は、この高知県人事委員会の勧告を踏まえまして、県に準拠した措置を講じることによりまして、勧告のありました一般職員の勤勉手当及び管理職特別勤務手当につきまして、勧告どおりの改正をするものでございます。

参考資料をつけておりますが、ごらんいただきたいと思っております。議案第 65 号関係の参考資料をごらんください。

1 枚目が、議案の 1 条関係で、下線部が今回改正するところでして、100 分の 65 を 100 分の 75 に、100 分の 10、0.1 引き上げる形となっております。再任用職員につきましては、その一番下の下線でございますが、100 分の 32.5 が 100 分の 37.5 に、0.05 引き上げることとなっております。

2 枚目をごらんください。

2 条関係の改正案ですけれども、全文に下線が引かれております

が、内容は、管理職が災害の対処等により午前0時から午後5時までの間に勤務した場合について、手当支給が追加されることに伴いまして、従前の条例を改正するという内容になっております。

3枚目をごらんください。

これも2条関係でございますが、このたびの勧告で12月の勤勉手当を0.1引き上げることとしたところですが、この引き上げ分を来年度には平準化しまして、6月に0.05、12月に0.05月、年間で、トータルで0.1月引き上げる形にするものでございます。再任用につきましては、それぞれ0.025となっております。

なお、附則におきまして、1条につきましては12月1日から適用いたしまして、2条につきましては来年度の4月1日から施行することになっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

町民課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第66号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料、議案第66号関係、佐川町国民健康保険条例の新旧対照表を御用意お願いいたします。

表の左側が現行でありまして、右側が改正後（案）となっております。下線部分を改定するものとなっております。第7条、第1項中の39万円とあるのを40万4千円に、3万円とあるのを1万6千円に改めるものとなっております。

この改正につきましては、出産育児一時金の支給額につきまして、産科医療保障制度掛け金の引き下げに伴いまして、同制度に加入している分娩期間で分娩する場合に加算する額を3万円から1万6千円に引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を39万円から40万4千円に引き上げることによりまして、加算後の支給総額は、42万円を維持するものということになっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第67号、佐川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、から、議案の最後になります第72号、越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについて、まで、御説明いたします。

議案第 67 号から議案第 70 号までは、先ほど町長より説明がありましたとおり、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備、いわゆる第 3 次地方分権一括法の施行に伴いまして、新規制定もしくは一部改正を行うものとなっております。

まず、議案第 67 号、佐川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、をごらんください。

本条例につきましては、平成 26 年 4 月 1 日施行の介護保険法改正によりまして、これまで厚生労働省令で定めておりました地域包括支援センターの職員等に関する基準が市町村条例に委任されたことによるもので、経過措置期限の平成 27 年 3 月 31 日までに条例制定が必要となっております。

条例の制定に当たりましては、介護保険法施行規則に定める基準を参酌し、または、従う必要があるため地域包括支援センターについて、継続性を保ちながら適正な運営を図っていくという観点から、本町におきましては、全ての項目につきまして国の基準どおりの内容としております。

具体的には、例えば第 3 条に職員の配置基準を定めておりますが、これまでどおり、原則として保健師 1 名、社会福祉士 1 名、主任介護支援専門員 1 名、の合計 3 名の体制として記載をしております。

次に、議案第 68 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、をごらんください。

本条例につきましても、同様に平成 26 年 4 月 1 日施行の介護保険法改正によりまして、これまで厚生労働省令で定めていました指定介護予防支援事業及び基準該当介護予防支援事業に係る基準が、市町村条例に委任されたことによるもので、経過措置期限の平成 27 年 3 月 31 日までに条例制定が必要となっております。

条例の制定に当たりましては、これまでの厚生労働省令で定める基準を参酌し、または従う必要があるために、継続性を保ちながら適正な介護予防支援事業の運営を図る観点から、本町におきましては、全ての項目につきまして国の基準どおりの内容としております。

全体の構成としましては、最初のページの中段あたりにあります目次をごらんいただきますと、第 1 章が総則、第 2 章から第 4 章ま

では、指定介護予防支援事業に関する規定となっております。第2章が人員に関する基準、第3章が運営に関する基準、第4章が介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準となっております。基準該当介護予防支援に関する基準につきましては、最後の第5章において、第2章から第4章までの規定を準用する旨の規定を設けております。

なお、ここで言います指定とは、介護保険法上の人員、設備、基準等を全て満たしたものを言いまして、基準該当といたしますのは、人員、設備、基準等の一部を満たすもの、またはそれ相当と認める場合におきまして市町村が認めたものをいう、ということになってございます。

次に、議案第69号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、をごらんください。

こちらにつきましては、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、合わせてごらんいただきたいと思います。本条例の改正につきましては、これも平成26年4月1日施行の介護保険法改正によりまして、これまで厚生労働省令で定めていた指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に係る基準が、都道府県条例に委任されたことによりまして、省令を引用していた部分の改正を行うもので、経過措置期限の平成27年3月31日までに対応が必要となっております。

具体的には、第14条において、不必要となった文言の削除を行い、第93条第2項では、事業者が遵守すべき基準として厚生労働省令を引用している箇所について、新たに制定された高知県条例に置きかえるものであります。

次に、議案第70号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を御説明いたします。

こちらにつきましても参考資料をつけておりますので、ごらんください。

本条例の改正につきましても、平成26年4月1日施行の介護保険法改正によりまして、これまで厚生労働省令で定めておりました指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る基準が、これは

市町村条例に委任されることになり、議案第 68 号で提案さしていただいているところですが、これに関連いたしまして、省令を引用していた部分の改正を行うもので、経過措置期限の平成 27 年 3 月 31 日までに対応が必要となっております。

具体的には、第 16 条において、不必要となった文言の削除を行い、第 67 条第 2 項では、事業者が遵守すべき基準として厚生労働省令を引用している箇所について、新たに議案第 68 号で提案させていただきます佐川町条例に置きかえるものであります。

なお、条例番号につきましては、本議会で議決をいただいた後、公布時に番号が付されるということになりますので、議案上は空白となっております。

次に、議案第 71 号、佐川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を御説明いたします。

こちらにつきましても参考資料をつけておりますので、ごらんください。

本条例の改正につきましては、本条例の根拠となる母子及び寡婦福祉法が平成 26 年 10 月 1 日に改正され、母子及び父子並びに寡婦福祉法に名称変更されたことによりまして、第 2 条第 2 項において文言の改正を行うものであります。

なお、第 4 条第 2 項の改正につきましては、診療報酬の算定方法の厚生労働省告示の年次と告示番号が誤っていたことと健康保険法の法番号を新たに差し込んだことによるものでございます。

次に、議案第 72 号、越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについて、を御説明いたします。

議案本文の裏面をごらんいただきますと、本議案に関する越知町との協定書案がございます。この協定は、平成 27 年度から本格施行されます子ども・子育て支援法に伴うもので、その目的は、第 1 条にありますように、本町で子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項に基づいて認定される子供のうち、第 1 号に認定された子供が、越知町立越知幼稚園を使用することについて、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項に基づき、越知町との間で協定を結ぶものであります。

第 5 条におきましては、利用者負担額、いわゆる保育料の徴収について規定をしております、本町の規定に基づき決定された利用者負担額を越知町が保護者から徴収するということになります。

また、第 6 条においては、施設型給付費、いわゆる幼稚園の運営

費の支払いについて規定しておりまして、国が設定する給付費から第5条で決定いたしました利用者負担額を差し引いた額を本町が越知町に支払うということになります。

なお、この協定に関しましては、越知町も同様の議案を12月この議会に提案するという事の予定となっております。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

これで、承認第5号から議案第72号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、8日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会　　午前11時7分